

【様式 1】

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：ガス事業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：ガスの使用制限等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課、ガス市場整備室

評価実施時期：令和4年11月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

<ガスの使用制限等>

供給能力確保義務（ガス事業法第13条）を負うガス小売事業者は、自らの需要家の需要に応じるための供給能力を確保することが前提である。足元の都市ガス用のLNG輸入量は安定し、LNGの月末在庫量も堅調に推移しているが、国際情勢の変化に起因する供給リスクの拡大や、上流のLNGプロジェクトにおける予期せぬ事故等に起因して供給能力が低下した場合、需要が最も伸びる冬（特に1月～2月）に、ガスの安定供給を確保するために必要となるLNGが確保されないおそれがある。現状では世界的なLNGの獲得競争の激化等を背景に代替的なLNG調達先の確保等には限界があり、また、国際情勢の変化に起因する供給リスク等の全てに備えてあらかじめ在庫を余分に持つことは極めて困難である。

発電用の燃料の調達リスクに対する需要面の対策として、電気事業法上、電気の使用制限（第34条の2）の規定がある一方、ガス事業法ではそのような規定が存在しないため、ガスの需給ひっ迫が顕在化する場合に経済産業大臣がガスの安定供給を確保するための措置を講ずることができないおそれがある。

<ガスの使用状況等の報告>

現行法上、規制対象者について、ガスの使用の状況等について報告を求めることができないため、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他の必要な事項を適確に把握することができず、ガス需給がひっ迫した際の措置に支障が生じる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

〔 課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。 〕

【課題及びその発生原因】

<ガスの使用制限等>

国際情勢の変化に起因する供給リスクの拡大や、上流のLNGプロジェクトにおける予期せぬ事故等に起因してLNGの調達量が減少する可能性があり、世界的なLNG獲得競争が激化している足元の状況下ではガス小売事業者がLNGの調達努力を行ってもガスの原料であるLNGが十分に確保できず、他の製造基地の稼働率向上やガス小売事業者の自主的な取組による需要抑制等を行ってもなお需要に比して供給力が不足するおそれがある。その場合、使用量の総量を制限しなければ、ガスの製造基地から遠方の高圧導管から順次供給停止が発生してしまうこととなる。他方、現行法上、ガスの使用制限等に関する規定は存在しないため、必要な場合に経済産業大臣がガスの安定供給を確保するための措置を講ずることができない。

<ガスの使用状況等の報告>

現行法上、規制対象者について、ガスの使用の状況等について報告を求めることができないため、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他の必要な事項を適確に把握することができず、ガス需給がひっ迫した際の措置に支障が生じる可能性がある。

【規制の内容】

<ガスの使用制限等>

ガス事業法第106条の3第1項の規定により、経済産業大臣が、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下「ガス小売事業者等」という。）からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができることとされているが、本政令案において、ガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガス供給量が50万m³以上である小売供給契約を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する一定の大口需要家について行うものとし、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことの命令又は勧告は年間のガス供給量が1000万m³以上である小売供給契約を締結して新たにガスの供給を受けようとする者について行うものとする。

＜ガスの使用状況等の報告＞

経済産業大臣は、ガス事業法第106条の3第2項の規定により、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況及び同条第1項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることがあるとする。

【規制以外の政策手段の内容】

＜ガスの使用制限等＞

国又はガス小売事業者がガスの使用者に対して自主的なガスの使用の制限を要請すること等が考えられるが、法的拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

＜ガスの使用状況等の報告＞

ガスの使用者に対して自主的な報告を要請すること等が考えられるが、法的拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

【デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト】

検討の必要な事項なし。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

＜ガスの使用制限等＞

本規制の対象となる者においては、ガスの使用を制限すべきこと又は新たにガスの供給を受けることを制限すべき旨を命じられることとなり、休業期間中の賃金の取り扱い等に係る労使交渉や、生産計画等の調整が必要となりうる。当該コストについては、規制の対象となる事業者の属性、規模等によって異なり、また、どの程度ガスの使用の制限を求めるかという使用制限の内容やその実施期間は供給能力不足を発生させる原因によって多様であり、予め予想できるものでもないことから、定量的に推計することは困難である。

なお、本規制は、LNGのタンク内在庫が枯渇することに起因する導管内の圧力低下によってガスの供給が広域的に停止することを防ぐため、ガス小売供給契約を締結する者のうち一定の規模以上の者について需要を抑制し、次のLNG船の入船のタイミングまでの期間、できる限りガスの安定供給を継続するための必要最小限度の規制であり、規制の対象者に対して、必要以上に過度に負担を強いるものではない。

<ガスの使用状況等の報告>

本規制の対象となる者においては、ガスの使用状況等について報告を行う義務を負うこととなるが、遵守費用は、規制の対象となる事業者の属性、規模等によって異なり、また、どのような情報の報告をどのような頻度で求めるかは実施する使用制限の内容、その実施期間等によって変わりうることから、定量的に推計することは困難である。

【行政費用】

<ガスの使用制限等・ガスの使用状況等の報告>

本規制は、ガス小売供給契約を締結する者のうち一定の規模以上の者についてガスの需給の調整を行うための必要最小限度の規制であり、実際に規制の対象となる対象者の数は現時点では必ずしも明らかではなく、使用制限の内容、その実施期間といった規制の内容についても、需給の調整を行わなければならぬ事態が顕在化した際の実際の需給状況に依存するため、あらかじめ定量的に行政費用の推計を行うことは困難である。

※ガスの使用制限等・ガスの使用状況等の報告に関して、今回政令で規定するのはあくまで使用制限等の対象となりうる者の範囲であり、実際に使用制限等を実施する際は、その時々の需給ひっ迫の程度に応じて、使用制限の対象となる者を設定する予定（例えば需給ひっ迫がさほど深刻でなければ、省令・告示において、政令の規定範囲より更に対象を絞ることを予定）であり、現時点で使用制限等の対象となるエリア・事業所の数を見通すことは困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和することで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではないため、該当せず。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

<ガスの使用制限等>

ガスの使用制限等によって、LNGのタンク内在庫が枯渇することに起因する導管内の圧力低下によってガスの供給が広域的に停止することを防ぐことができる。なお、本規制によりガスの供給の停止を防止し、使用を継続することができることで得られる効果は、当該ガスの使用を継続することができる者の属性やガスの使用の態様に依存し、また、使用制限を実施することで一定量のLNGの調達が不要となるが、その調達コストはその時々の世界的なLNG需給状況に左右されるため、あらかじめ定量的に推計することは困難である。

<ガスの使用状況等の報告>

ガスの使用の状況等の報告を求めて情報を探ることで情報を適確に把握することができるが、これにより得られる効果は、使用制限等と同様、あらかじめ定量的に推計することは困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

〔 把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。 〕

<ガスの使用制限等>

便益については、例えば、広域的なガスの供給停止による社会コストを低減させることができるとが挙げられるが、広域的なガスの供給停止による影響は、その規模・期間の差により個別に異なり、あらかじめ見積もる性質のものではないため、定量的な算出は困難である。

<ガスの使用状況等の報告>

ガスの使用の状況等の報告を求めて情報を探ることで情報を適確に把握することができるが、これにより得られる効果は、使用制限等と同様、あらかじめ定量的に推計することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

〔 規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。 〕

規制緩和ではないため、該当せず。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

ガスの使用の制限等を行うことにより、例えば規制対象者がガスを使用する工場の稼働率を低下させなければならなくなり、規制対象者が供給する商品の数を制限することになる可能性はあるが、ガスの使用の制限等を実施するのは、ガスの使用量の総量を制限しなければ、ガスの製造基地から遠方の高圧導管から順次供給停止が発生してしまう事態を防止するためであり、結果としてガスの安定供給等に資することから、副次的な影響（社会に対する負の影響）は小さいと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

<ガスの使用制限等・ガスの使用状況等の報告>

上述の規制を講じた場合、一定の需要家に規制の遵守費用が、行政については一定の行政費用が発生するものの、これらの規制が創設されれば、ガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する事態の発生を防止することができ、ガスの安定供給等の達成を通して我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することとなる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から

比較考量し、採用案の妥当性を説明

〔代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。〕

<ガスの使用制限等>

代替案として、ガスの瞬間的な使用最大量の規制という手段を採用することも考えられるが、そもそも使用量の総量を制限しなければ順次供給が停止してしまうこと、電気と異なりガスホルダーや導管内に一定程度ガスを貯蔵する仕組みが存在し、瞬間的な需給の一致が求められないことから、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

<ガスの使用状況等の報告>

代替案として、経済産業大臣が求めた場合にのみ報告をさせるのではなく、罰則付きの定期的な報告義務を課すという手段を採用することも考えられるが、需給がひっ迫していない通常時まで報告を求めるることは過剰な規制であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

〔規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。〕

○2022年度の電力需給に関する総合対策（令和4年6月7日電力需給に関する検討会合 決定）

2022年度冬季の需給対策として、都市ガスについて、原料調達リスクを踏まえた需要面での対策を検討する必要があることとされた。

○総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会及び同小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ

令和4年7月から、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会及び同小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて合計6回にわたって、都市ガスの供給対策及び需要対策について、ガス事業法の改正も視野に議論を行った。

第210回国会で「ガス事業法及び独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、使用制限の対象となる需要家の範囲について、同ワーキンググループで具体的な検討を行った。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

＜ガスの使用制限等・ガスの使用状況等の報告＞

本規制については、施行後5年以内に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

＜ガスの使用制限等＞

ガスの需給がひっ迫し、本規制を適用しなければならなくなった要因は何か、対象となった需要家の数及び規制期間はどの程度であったか、規制が過度にわたるものでなかったか、ガスの需給状況の推移はどうだったか、といった観点から検証を行うことを検討している。

＜ガスの使用状況等の報告＞

報告を求めた場合は、ガスの使用の状況がどのようにであったか等、情報を集約して検証を行うことが考えられる。